

〔研究所プロジェクト〕会社役員賠償責任保険（D&O保険）

著者	李 芝妍
著者別名	Jiyeon Lee
雑誌名	アジア文化研究所研究年報
巻	46
ページ	275 (10) -268 (17)
発行年	2011
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00009240/

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）

李 芝 妍

I はじめに

会社役員賠償責任保険⁽¹⁾は、通称「D & O⁽²⁾保険（Directors & Officers Liability Insurance）」とも呼ばれているもので、株式会社の取締役・監査役等の会社役員がその業務遂行に起因して損害賠償請求を受けたことによって被る経済的損害をてん補する保険である。すなわち、会社役員が株主代表訴訟を提起された場合に発生する損害賠償金や訴訟費用、弁護士費用が担保される保険である。そして、日本においてこの保険は営利企業である民間の損害保険会社が販売している保険商品の一つである。

会社役員賠償責任保険はロンドンのロイズにより引き受けられたのがその始まりであるとも言われているが、世界で最初に会社役員賠償責任保険が広く普及した国はアメリカである。従来から訴訟社会とも言われるアメリカでは、取締役や監査役などの会社役員に対する法的責任の追及も厳しく、会社役員に対して巨額の損害賠償を請求する訴訟も頻繁に提起されていたという背景から、会社役員賠償責任保険が1930年代に発売されることになった以来、1960年代以後州の会社法で会社による付保を認める規定が置かれたことと相まって急速に普及したといわれている⁽³⁾。

日本においても商法上は古くから会社役員の厳格な法的な責任が規定されており、その責任追及手段として株主代表訴訟制度を設けていた。しかし、実際に株主代表訴訟が活用されることはなく、会社役員に対する厳格な法的責任の追及がなされる可能性についても認識されない状況が続いていた。これは、日本の株式会社は企業間の株式の持ち合いや安定株主の存在により比較的に安定的な経営が行われており、経営陣の失態に対して厳格に責任追及しようとする姿勢を見せる株主の割合も現実的に少なかったからであるだろう。また、株主代表訴訟の構造では、株主が代表訴訟に勝訴したとしてもその獲得した損害賠償金は会社に支払われるものであって、株主は直接的には勝訴による経済的利益を享受することはないし、訴訟を提起する場合は平成5年の商法改正までは株主代表訴訟で求める損害賠償額に応じた手数料（印紙）を裁判所に対して納める必要があった。しかし、平成5年の商法改正で株主代表訴訟提起時の納付手数料額が大幅に引き下げられたこと⁽⁴⁾を契機として株主代表訴訟が増加し、そのニーズも高まったため、現在は上場企業の大半がこの保険に加入していると言われている。本稿では、会社役員賠償責任保険の構造と内容について詳しく検討した上、会社法との関係について考察することをその目的とする。

II 会社法における役員の責任と会社役員賠償責任保険

1. 会社に対する責任

（1）忠実義務（会社法355条）

取締役等は、会社に対して委任関係に立ち（会社法330条）、善管注意義務（民法644条）と忠実義務を負う。従って、取締役等は法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠

実にその職務を行わなければならない。

（２）競業避止義務（会社法356条1項、365条1項）

取締役・執行役が会社の事業の部類に属する取引（競業取引）を行う場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会（取締役会設置会社の場合）、株主総会（取締役会非設置会社の場合）の事前の承認を得なければならない。取締役・執行役がこの義務に違反した場合には、会社に対する損害賠償責任を負う。

（３）利益相反取引（423条3項、428条1項・2項、356条1項3号）

会社との間で利益相反取引をした取締役・執行役は、会社に損害が生じた場合に、任務懈怠が推定されるし、その立証責任が取締役・執行役の側にある過失責任である。しかし、自己のために利益相反取引の直接取引をした取締役・執行役の責任は無過失責任となる。なお、間接取引をした取締役・執行役、利益相反取引をすることを決定した取締役・執行役および取引に関する取締役会承認決議に賛成した取締役については過失責任とされる。

（４）任務懈怠責任（会社法423条1項）

株式会社の役員等（取締役・執行役・監査役・会計参与・会計監査人）が、その任務を怠ったときは会社に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この任務懈怠責任は、会社との委任契約上の不完全履行に該当する過失責任である。

（５）利益供与責任（会社法120条1項・4項）

会社は自己またはその子会社の計算において、何人に対しても、株主の権利の行使に関して、財産上の利益を供与してはならないし、これに関与した取締役・執行役は会社に対して供与利益相当額の支払義務を負う。すなわち、株主権行使に関する利益供与禁止規定に違反して財産上の利益を供与したときは、その利益供与に関与した取締役・執行役は供与した利益の価額に相当する額を会社に対して連帯して支払う義務を負うし、この責任は過失責任である。ただし、その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合はこの限りでない。すなわち、株主権行使に関する利益供与責任は過失責任であるため、立証責任は取締役・執行役側にあるが、

（６）剰余金配当責任（会社法462条）

会社が分配可能額を超えて剰余金の配当等をした場合には、①当該行為により金銭等の交付を受けた者とともに、②当該行為に関する職務を行った業務執行取締役・執行役その他の業務執行関与者、③当該行為につき株主総会または取締役会の決議があった場合には株主総会または取締役会の議案を提案した取締役は、会社に対して連帯して、交付金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、これらの者が、その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合はこの限りでない。

（７）買取請求に応じて株式を取得した場合の責任（会社法116条1項、464条1項）

会社が、所定の場合（会社法116条1項）に、株主の株式買取請求に応じて株式を取得した場合で、当該株主に支払った金銭の額が支払日における分配可能額を超えるときは、当該株式取得に関する職務を行った業務執行者は、会社に対して連帯して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、この者が、その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合はこの限りでない。

（８）期末欠損てん補責任（会社法465条1項）

会社が剰余金の配当等をした場合に、当該配当額が、当該行為をした日の属する事業年度に係る計算書類につき定時総会の承認を受けた時の分配可能額を超えるときは、当該行為に関する職務を行った業務執行者は、会社に対し、連帯してその超過額を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合はこの限りでない。

（９）資本充実責任（会社法52条1項・2項、103条1項、213条1項・2項）

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）

設立時取締役は、発起人とともに、現物出資財産等の価額が、当該現物出資財産等につき定款に記載・記録された価額に著しく不足するときは、会社に対して連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。他あだし、発起設立の場合、①検査役の調査を経た場合と、②その職務を行うにつき、注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。募集設立の場合は、①の場合にのみ、この支払責任を負わないことになる。

募集株式の募集において、募集株式の引受人が給付した現物出資財産の価額が、当該現物出資財産に関し会社が定めた価額に著しく不足する場合、①募集に関する業務を行った業務執行取締役・執行役、②株主総会における現物出資財産の価額決定に関し、その議案を提案した取締役、③取締役会における現物出資財産の価額決定に関し、その議案を提案した取締役・執行役は、当該不足額を支払う義務を負う。ただし、①検査役の調査を経た場合と、②その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2. 第三者・取引先に対する責任

取締役・執行役などの会社役員がその職務を行うにつき、民法上の不法行為責任（民法709条、715条）に加えて、悪意または重過失があったときは、その役員は会社に対してだけでなく、第三者に対しても損害賠償責任を負う（会社法429条）。

3. 株主代表訴訟に基づく賠償責任（会社法847条1項）

株主代表訴訟とは、会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、株主が会社に代わって会社法第847条を根拠として役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものである。

日本では1950年に株主代表訴訟制度が導入されたが、1993年までの44年間に提起された株主代表訴訟はわずか31件であった。しかし、1993年に8,200円（2003年には13,000円に変更）という定額の手数料で株主代表訴訟を提起できるようになったことに伴い、確実に増加している。今年年間100件以上の株主代表訴訟が提起されている。

平成	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
地裁	76	129	148	150	172	186	202	187	166	141	150	124	102	102	122	140

*参考資料：商事法務 1869号「最高裁の調べによる」

Ⅲ 会社役員賠償責任保険の内容

1. 会社役員賠償責任保険約款の構成

会社役員賠償責任保険は、その内容を構成する保険契約者、被保険者、保険者の相互間の権利義務関係を定めている「会社役員賠償責任保険普通保険約款」による基本契約部分と、「会社補償担保特約条項」および「株主代表訴訟担保特約条項」による特約部分で構成される。基本契約部分は、被保険者である会社の役員⁽⁵⁾のための責任保険となっており、役員が損害賠償請求を追及されたことにより被る損害と、役員が損害賠償請求を追及された場合にかかった防衛費用をてん補している。そして、役員が会社に対して損害賠償責任を負うことになった場合、基本契約部分では保険会社免責とされ、「株主代表訴訟担保特約条項」で損害のてん補が行われることになる。すなわち、

会社役員が株主代表訴訟に敗訴し、会社に対して損害賠償責任を負担することになった場合は、株主代表訴訟担保特約条項に基づいて保険金を支払うものとしていることから、この特約条項が必ず附帯されることになる。従って、会社役員賠償責任保険の全契約について会社役員賠償責任保険普通保険約款及び株主代表訴訟担保特約条項が適用されることになる。これに対し、「会社補償担保特約条項」は、会社が役員に対して役員の損害賠償責任に関して補償することが認められる場合に会社がこの補償により被る損害をてん補する特約であり、国内にある役員についてはこの特約を付すことは不要であり、もっぱらアメリカにある役員（現地法人の役員）が会社役員賠償責任保険の被保険者となる場合のみにおいて必要となる。従って、会社補償担保特約条項を別とすると、基本契約および株主代表訴訟担保特約はいずれも責任保険の性質を有するし、他人のためにする損害保険の性質を有する。

具体的な構成は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下、「普通約款」という）が「第1章 当会社のでん補責任」、「第2章 当会社のでん補しない損害」、「第3章 当会社のでん補限度額」、「第4章 保険契約者または被保険者の義務」、「第5章 保険契約の無効または解除および保険料の返還または請求」、「第6章 保険金の請求」、「第7章 管轄裁判所および準拠法」となっており、その内容を変更するために、株主代表訴訟担保特約条項などの特約条項が付帯されることになっている。

2. 保険契約者・被保険者

会社役員賠償責任保険⁽⁶⁾は、会社役員である個人が法律上の損害賠償責任を追及された場合、それによって当該個人が被った損害をてん補する保険であり、被保険者は会社役員である個人である。だとすれば、その個人が自らの意思に基づいて個々に保険契約者となって保険契約を締結し、かつ被保険者として保険による補償を受けることが自然であるだろうが、会社役員賠償責任保険はそのような契約形態を採用していない。すなわち、会社役員賠償責任保険においては、会社単位でその役員が無記名で包括的に被保険者として取り扱われ、個々の会社役員単位で会社役員賠償責任保険に加入するか加入しないかという選択をすることはできないものとされており、保険契約者となるのは会社であるのが通常である。

その理由は、会社役員に対する損害賠償請求は1つの事件・事故について1名の会社役員だけが損害賠償請求を受けるのではなく、同じ会社に属する複数の会社役員が同時に請求を受けることが多いという特徴が認められるからである。なので、会社役員の個人単位で会社役員賠償責任保険契約を締結することにした場合、保険契約ごとに保険金の支払限度額が設定されているとしても保険会社は1つの事件・事故に対して複数の会社役員賠償責任保険契約に基づいて同時に保険金の支払義務を負う可能性がある。その場合、支払保険金の総額は同時に請求を受けた会社役員の人数に比例して巨額なものになるおそれがある。従って、会社単位の会社役員賠償責任保険契約という取扱いに様々な問題があると指摘しながらも、保険会社としては会社役員である個人単位の会社役員賠償責任保険契約という取扱い方式は将来的にも採用しにくいものと言える。

そういうことで、会社役員賠償責任保険においては、会社が保険契約者となり、取締役・監査役などの会社役員が被保険者となるので、保険契約者である会社が保険料支払義務を負うことになる。しかし、会社役員が所属会社に対して損害賠償責任を負うことになった場合にまで会社がその保険料を負担するのは、実質的に会社と役員は利益相反関係にたつことになるので、特約部分については役員自身が保険料を負担することになっている。そして、被保険者は会社のすべての役員であり、会社そのものは被保険者ではないので、被保険者である会社役員と共に会社が損害賠償請求を求められた場合であっても、会社自身が被る損害は会社役員賠償責任保険における保険金支払対

象外である。

3. 保険期間

保険期間について普通約款4条⁽⁷⁾で定めており、保険始期から保険終期までの長さすなわち保険期間の長さは1年間とするのが実務上の原則的な取扱いとなっている。従って、ほとんどの会社役員賠償責任保険契約の保険期間は、保険始期日の午後4時から1年後の応答日の午後4時までとなっている。

4. てん補される損害

普通約款1条は「当社は被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）をこの約款に従っててん補します」と規定している。保険者のてん補責任について定めた総則的規定であるこの条文からすると、①会社の役員としての業務につき行った行為に起因する損害賠償請求により被保険者が被る損害が、②当該損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り、てん補されることになる。ここでてん補される損害は、法律上の損害賠償金と争訟費用である（普通約款2条）。会社役員賠償責任保険では、損害賠償責任が認定されることではなく、損害賠償請求がなされたことを保険事故としているので、勝訴した場合でも弁護士費用等の争訟費用⁽⁸⁾は保険金として支払われることになる。そして、会社役員賠償責任保険では、被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされたことが保険金支払の要件とされており（普通約款1条）、このような取扱いを損害賠償請求ベース（Claims Made Basis）⁽⁹⁾という。従って、本保険は損害賠償請求の原因となる行為を行ったときの保険ではなく、損害賠償請求されたときの保険でてん補されるので、役員を退任した後も保険が継続される限り補償は継続される（普通約款3条1項1号）。なお、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況が生じたことを知った場合には、遅滞なく当社に対して書面で通知しなければならないが、この場合には通知された事実や行為に起因する損害賠償請求については、保険契約者または被保険者が当該状況を知ったときをもって請求がなされたものとみなされる（普通約款21条2項）。

5. てん補されない損害

免責条項とは一定要件を具備した事故ないし損害について保険金が支払われないことを定める保険約款条項のことであり、会社役員賠償責任普通保険約款5条から8条は保険者のてん補しない損害、いわゆる保険者の免責事由について規定している。

（1）被保険者の違法な行為等に起因する損害賠償責任（普通約款5条）

①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、②被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為をふくみます。）に起因する損害賠償請求、③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求、④被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求、⑤被保険者が公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債などの売買等を行ったことに起因する損害賠償請求、⑥政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）と利益を供与することが違法とされるその他の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求は、被保険者に対して会

社役員賠償責任保険により保険保護を与えることが社会的相当性を欠くことになるので、免責事由とされている。

（２）その他の免責事由（普通約款６条）

その他の免責事由として、保険期間の開始日前の行為等に関する免責事由、地震・戦争・環境汚染等の異常危険に関する免責事由、親子会社や大株主等からの賠償請求に関する免責事由等がある。

（３）株主代表訴訟による損害賠償請求（普通約款７条）

被保険者に対して株主代表訴訟による損害賠償請求がなされ、その結果、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害を、普通保険約款では免責としている。この損害は、全契約に付帯される株主代表訴訟担保特約条項によって復活担保される。株主代表訴訟による損害賠償責任を普通保険約款で免責とした理由は、会社役員賠償責任保険発売当時、役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合を担保する保険の保険料を会社が負担することは商法上の疑義があるとされたためである。そこで、普通保険約款と株主代表訴訟担保特約条項とを分け、普通保険約款の保険料は会社負担、株主代表訴訟担保特約条項の保険料は役員の個人負担とすることで問題を解決した。

（４）会社の合併、譲渡、被買収（普通約款８条）

保険期間中に、①会社が第三者と合併すること、②会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること、③第三者が会社の総株主の議決権の過半数を取得すること、の取引が行われた場合には、取引の発行日以降に行われた行為に起因する損害賠償請求は免責となる。ただし、前記取引が行われた事実を遅滞なく保険会社に通知し、保険会社がこの免責条項を適用しないことを承認した場合はこの限りでない。この免責条項の趣旨は、会社の合併、譲渡、被買収という組織再編については、会社役員賠償責任保険リスクが大きく変動することがあるので、原則として免責とし、その上、保険会社がリスク評価をして問題がなければ、免責条項の適用を排除することができることとしたものである。

6. てん補責任限度額⁽¹⁰⁾

会社役員賠償責任保険契約に基づいてん補される保険金の限度額は、保険証券において保険期間中にてん補される総額が定められており、このてん補限度額は、保険期間中に、すべての被保険者に対しててん補される保険金の合計の限度額として、総訴費用もこの限度額の適用を受けることになる。そして、原則として、1請求につき、被保険者ごとに自己負担が生じることとなっており、自己負担は保険証券記載の免責金額と縮めてん補割合によって計算される（普通約款10条）。縮小割合とは、損害の一部を被保険者が負担する制度であり、被保険者が損害額を縮小させるインセンティブを狙いとした制度である。

7. 管轄裁判所及び準拠法

この保険契約に関する訴訟については、日本国の裁判所を合意による裁判所とする。また、この約款の解釈およびこの約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠するものとする（普通約款29条、30条）

8. 主な特約条項

（１）株主代表訴訟担保特約条項

普通約款７条で免責とした株主代表訴訟による損害賠償請求を復活担保するための特約条項であ

る。原則として全契約に付帯される。

（２）先行行為担保特約条項

普通約款 6 条に記載されている「初年度契約の保険期間の開始日」を特定の日に遡及するための特約条項である。保険会社を変更した場合に、従前の条件と同じにするために遡及する場合等に使用される。

（３）会社補助参加費用担保特約条項

会社役員が株主代表訴訟により損害賠償請求された場合、会社が役員を補助するために訴訟参加したことによる争訟費用をてん補する特約条項である。

IV おわりに

日本における会社経営上の環境はグローバル化の進展などによって、急速に変化しており、内部統制の強化や経営の透明性確保も常に求められている。そして、最近、世界中に広がっている急速な景気悪化の影響から経営環境はますます厳しくなっているし、役員の職務もより複雑かつ高度な内容となっている。その結果、役員に対する損害賠償責任リスクは非常に増大しており、その経営判断に関する責任を追及する株主代表訴訟においては訴訟金額の高額化への傾向が見られている。それだけでなく、第三者からの訴訟も頻繁に提起されている現実からすると、このような損害賠償責任リスクを懸念して独創的、積極的な経営判断に支障が生じることもなりかねないと思われる。従って、役員が安心してその経営に専念できるためには、会社役員賠償責任保険の役割が非常に重要となるだろう。ただ、現在は会社役員賠償責任保険制度を基礎づけられる資料が未だ不足しているので、保険料の算出をめぐるトラブルと免責事由をめぐるトラブルなどが散在している。従って、会社役員賠償責任保険制度の適正な運用と保険利用者の正しい理解のためには今後も引き続き保険業界の努力が必要となるだろう。

- (1) 会社役員賠償責任保険についての詳しい内容は、山下友信『逐条 D & O 保険約款』（2005年、商事法務）と甘利公人『会社役員賠償責任保険の研究』（1997年、多賀出版）を参照願う。
- (2) 「D & O」とは、「Directors and Officers」の頭文字であり、取締役・高級管理職といった会社役員を意味するものである。
- (3) 松尾眞＝勝股利臣編著『株主代表訴訟と役員賠償責任保険』（1994年、中央経済社）218頁、小林秀之＝近藤光男編『新版・株主代表訴訟体系』（2002年、弘文堂）418頁
- (4) 例えば、請求額470億7500万円の代表訴訟手数料で比較すると、平成4年民事訴訟費用法改正までの申立手数料が225,382,600円だったが、平成5年商法改正までの申立手数料だと95,267,600円となり、平成5年商法改正以降は8,200円に下がったことになる。
- (5) 株主総会による選任に関する条文である会社法329条は、役員として取締役・会計参与・監査役を定めているので、執行役はその中に含まれていない反面、会社に対する損害賠償責任について定めている同423条1項は、役員等の中に執行役が含まれているため、その扱いに困難が生じる可能性がある。しかし、委員会設置会社における業務執行者である執行役の性質からすると、やはり実質的には役員として扱うべきであるだろう。
- (6) 普通約款3条は会社役員賠償責任保険の用語を定義する規定となっている。具体的内容としては、「会社」とは、保険証券の記名法人欄に記載された法人（記名法人）および、記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人（記名子会社）をいう。

「役員」とは、会社法上の取締役・執行役・監査役、ならびにこれらに準ずる者として保険証券の被保

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）

險者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいう。会社参与および会計監査人は含まれない。

「被保険者」とは、会社のすべての役員をいい、既に退任している役員および保険期間中に新たに選任された役員を含む。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員を除く。役員が死亡した場合にはその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合にはその者とその破産管財人を、同一の被保険者とみなす。

「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時・場所・損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいう。当該行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問わない。一連の損害賠償請求を構成するすべての損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時になされたものとみなされる。

「法律上の損害賠償金」とは、法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいう。ただし、税金・罰金・科料・過料・課徴金・懲罰的損害賠償金・倍額賠償金（これに類似するものを含む）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は含まれない。

「争訟費用」とは、被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟・仲裁・調停・和解等）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬・賞与・給与等を除く）で、保険会社が妥当かつ必要と認めたものをいう。

「子会社」とは、会社法に定める子会社または子会社に該当する法人をいう。

「継続契約」とは、会社役員賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（会社役員賠償責任保険契約）の保険期間の終了日（その会社役員賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を保険期間の開始日とし、記名法人を同一とする会社役員賠償責任保険契約をいう。

「初年度契約」とは、継続契約以外の会社役員賠償責任保険契約をいう。

- (7) 第4条 保険期間は、その初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に終わります。
 2. 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
 3. 当社は、保険期間が始まった後であっても、当社所定の保険料領取前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。
- (8) 争訟費用とは、訴訟、仲裁、調停または和解等によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除く）で、当社が妥当かつ必要と認めたものをいい（普通約款3条1項6項）、当社の事前の同意が必要である（普通約款23条3項）。
- (9) 責任保険では、何を保険事故とするかにより大きく、損害賠償請求を生じさせる事実を保険事故とする発生事故方式（Occurrence Basis）と損害賠償請求それ自体を保険事故とする請求事故方式（Claims Made Basis）に分かれており、一般的な責任保険では前者の方式が採用されており、専門家賠償責任保険では後者の方式が採用されている。
- (10) 保険期間中に保険会社が支払う保険金の限度額であるてん補限度額は、損害賠償金＋争訟費用－免責金額に対して適用される。